

第 12 章 準備書についての佐賀県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

環境影響評価法第 20 条に基づく環境の保全の見地からの佐賀県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 12-1 に示すとおりである。

表 12-1(1) 佐賀県知事意見と事業者の見解

項目	佐賀県知事意見の概要	事業者の見解
全体的事項	<p>事業の実施に当たっては、自然環境に与える影響を可能な限り回避、低減できるよう環境保全に最大限の配慮を行い、各評価項目の「整合をはかるべき基準又は目標」の遵守に努めること。</p> <p>また、工事施工時に環境影響評価の結果を超える環境影響が生じた場合には、適宜、工事計画等の見直しを行うこと。</p>	<p>事業の実施に当たっては、自然環境に与える影響を可能な限り回避、低減できるよう環境保全に最大限の配慮を行うとともに、国または地方公共団体によって環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている評価項目については、「整合を図るべき基準又は目標」の遵守に努めます。</p> <p>また、工事施工時に環境影響評価の結果を超える環境影響が生じた場合には、適宜、追加の環境保全措置の必要性や実施内容について検討を行った上で、必要に応じて、工事計画等の見直しを行います。</p>
全体的事項	<p>工事着手から供用開始まで長期間を要することが想定されるため、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取等を行い、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>工事中において対象区域及びその周辺で新たな希少な動植物の生息・生育が確認された場合は、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取等を行い、適切な環境保全措置を講じます。</p>
全体的事項	<p>当該事業では大規模な盛土工が行われることから、大量の搬入土が必要と考えられる。このため、近郊において大規模な土砂採取を行う場合は、当該事業と一連の事業として環境への影響について予測評価を行うか、事業実施の段階で採取場所の希少な動植物や周辺住居の生活環境への影響を考慮し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、他事業の建設発生土や購入土を利用する場合は、調達先への環境配慮の周知に努めること。</p>	<p>近郊において大規模な土砂採取を行う場合は、当該事業と一連の事業として環境への影響について調査等を実施し、事業実施段階で採取場所の希少な動植物や周辺住居の生活環境への影響を考慮する等、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討することとします。また、他事業の建設発生土や購入土を利用する場合は、調達先への環境配慮の周知に努めます。</p>

表 12-1(2) 佐賀県知事意見と事業者の見解

項目	佐賀県知事意見の概要	事業者の見解
<p>大気・騒音 ・振動</p>	<p>列車の走行に伴う騒音、振動について、予測の結果、「整合をはかるべき基準又は目標」を満たす結果となっているが、ほぼ同レベルの地点もある。周辺住民等にはこれらの予測結果等について十分に説明を行い、相談や苦情等が寄せられた場合は、適切な対応を行うこと。</p>	<p>列車の走行に伴う騒音、振動の予測結果等については、周辺住民等に十分に説明を行います。さらに、周辺住民等より相談や苦情等が寄せられた場合は、適切に対応します。</p>
<p>大気・騒音 ・振動</p>	<p>列車の走行に伴う騒音に係る環境保全措置として防音壁の設置を予定しており、列車の走行に伴う振動に係る環境保全措置として地盤改良の実施を予定している。これら予測箇所については、予測結果の前提条件であるため、評価書にできる限り具体的に記載すること。</p>	<p>列車の走行に伴う騒音、振動の予測結果の前提条件である環境保全措置については、予測地点ごとにできる限り具体的に記載しました。 (記載箇所:p. 7. 1. 2-57、p. 7. 1. 3-48)</p>
<p>大気・騒音 ・振動</p>	<p>列車の走行に伴う騒音、振動について、評価としては基準又は目標との整合が図れているという結果となっている一方で、既設線と新線の諸条件の違いにより、予測の不確実性が生じる可能性があるとして事後調査を行うこととなっている。事後調査の結果、列車の走行に伴う騒音、振動について、基準等を超過することが判明した場合は、基準等を遵守するよう必要な環境保全対策を確実に実施すること。</p>	<p>整合を図るべき基準又は目標については、遵守するように努めます。また、環境保全措置を適切に講じることにより、本事業による影響をできる限り回避又は低減するように致します。 なお、事後調査において、整合を図るべき基準又は目標を満足できなかった場合においては、住居、学校、病院等の立地状況等を踏まえ、追加の環境保全措置の必要性や実施内容について検討を行った上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を確実に実施します。</p>
<p>大気・騒音 ・振動</p>	<p>列車の走行に伴う騒音について、新線の指針値は達成できているが、大規模改良線の指針値（「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」）を達成できていない地点があるため、できる限り騒音の低減に努めること。</p>	<p>ロングレールの敷設、防音壁の設置、軌道及び車両の維持管理の徹底、軌間可変電車の防音対策などの環境保全措置を実施することで、できる限り騒音の低減に努めます。</p>

表 12-1(3) 佐賀県知事意見と事業者の見解

項目	佐賀県知事意見の概要	事業者の見解
水質	<p>事業の実施にあたっては、環境保全措置の確実な実施等を行い、河川等への水の濁り等の影響を可能な限り回避・低減できるよう、配慮するとともに、水質の監視により異常や環境影響の恐れが確認された場合は、適切な措置を講じること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、環境保全措置の確実な実施等を行い、河川等への水の濁り等の影響を可能な限り回避・低減できるよう、配慮します。また、水質の監視により異常や環境影響の恐れが確認された場合は、適切に措置を講じます。</p>
水質	<p>掘削に伴って地下水が発生した場合は、沈砂槽の設置を予定しているが、各工事の実施段階において、施工箇所から掘削に伴って地下水以外の濁水が発生する場合も考えられるため、その場合の環境保全措置として、濁水処理施設（沈砂池等）の設置等を検討すること。</p>	<p>各工事の実施段階で場内施工箇所からの濁水等が発生した場合は、沈砂槽の設置等の検討等を行った上で、必要に応じて適切な対応を図るものとします。</p>
水質	<p>農業用水基準は、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標とされており、この基準を超えた数値での排水は、水稻の生育不良につながる恐れがある。このため、農業用水路等に架ける構造物等の工事や切土工、軟弱地盤改良により発生する濁水やアルカリ排水が、農業用水路に流入する場合には、農業用水基準に十分に配慮すること。</p>	<p>農業用水路等に架ける構造物等の工事や切土工、軟弱地盤改良において、農業用水路に排水する場合は、農業用水基準に十分に配慮し、水質へ影響がないように計画し工事を実施します。</p>